○厚生労働省令第三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百九十七条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百四十五条第一項及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第一項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（協会に対する情報の提供） **第二条の六**　法第五十一条の二の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。 一　第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条、第三十条第一項、第三十一条及び第三十五条に規定する適用事業所の事業主に係る届出又は申請に関する事項 二～六　（略） （新規適用事業所の届出） **第十九条**　（略） 2　（略） 3　第一項の届書には、登記事項証明書その他の当該届書に記載した事項を証する書類（厚生労働大臣（当該届書を健康保険組合に提出する場合にあっては、健康保険組合）が必要と認めるものに限る。）を添付しなければならない。 （適用事業所に該当しなくなった場合の届出） **第二十条**　（略） 2　（略） 3　第一項の届書には、登記事項証明書その他の適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添付しなければならない。 （事業主の氏名等の変更の届出） **第三十条**　（略） 2　前項の届書には、登記事項証明書その他の前項第二号に掲げる事項を証する書類（厚生労働大臣又は健康保険組合が必要と認めるものに限る。）を添付しなければならない。	（協会に対する情報の提供） **第二条の六**　法第五十一条の二の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。 一　第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条、第三十条、第三十一条及び第三十五条に規定する適用事業所の事業主に係る届出又は申請に関する事項 二～六　（略） （新規適用事業所の届出） **第十九条**　（略） 2　（略） （新設） （適用事業所に該当しなくなった場合の届出） **第二十条**　（略） 2　（略） 3　第一項の届書には、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添付しなければならない。 （事業主の氏名等の変更の届出） **第三十条**　（略） （新設）

（法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限）

第百五十八条の三　法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一～八　（略）

九　第三十条第一項の規定による届書の受理

十～四十　（略）

（事業所の適用情報等の公表）

第百五十九条の十　厚生労働大臣は、第十九条第一項の規定による届書を提出した事業主及び法第三十一条第一項の規定による認可を受けた事業主の事業所（協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次項において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項（第二十三条の二若しくは第三十条第一項の規定による届出又は第二十三条の三第一項の規定による申出があったときは、当該各号に掲げる事項であって、当該届出又は申出に係る変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。

一～七　（略）

2　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（協会に対する情報の提供） **第二条**　法第二十八条の規定による情報提供は、次に掲げる事項について行うものとする。 一　第四条第一項、第五条第一項、第十六条第一項及び第二十二条第一項に規定する船舶所有者に関する届出に関する事項 二～五　（略） （新規船舶所有者の届出） **第四条**　（略） 2　前項の届書には、登記事項証明書その他の当該届書に記載した事項を証する書類（厚生労働大臣が必要と認めるものに限る。）を添付しなければならない。	（協会に対する情報の提供） **第二条**　法第二十八条の規定による情報提供は、次に掲げる事項について行うものとする。 一　第四条、第五条第一項、第十六条第一項及び第二十二条第一項に規定する船舶所有者に関する届出に関する事項 二～五　（略） （新規船舶所有者の届出） **第四条**　（略） （新設）